

地域支援事業実施要綱の改正について

平成22年9月

大阪市 健康福祉局 健康づくり担当

「地域支援事業実施要綱」の主な改正点（平成 22 年 8 月 6 日）

1 特定高齢者の名称を変更

特定高齢者の名称を「二次予防に係る事業の対象者」とし、各市町村において地域にあった親しみやすい通称を設定

介護予防事業の分類改正

「特定高齢者施策」 → 「二次予防事業」
「一般高齢者施策」 → 「一次予防事業」

特定高齢者は、「要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者」とされていたが、二次予防事業対象者では「虚弱な」が削除

2 二次予防事業対象者（特定高齢者）施策の簡素化等

対象者の選定方法は、医師による診断を原則廃止し、基本チェックリストを郵送等で配布・回収し確認するだけとし、「必要に応じて検査等を行うことができる」と改正

事業対象者が参加するプログラムは、基本チェックリストで該当する項目や対象者の意向を踏まえて選択

介護予防事業については、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラムのほか、膝痛・腰痛対策のためのプログラム、閉じこもり予防・支援又は認知症予防・支援又はうつ予防・支援に関するプログラム、これらのうち複数のプログラムを組み合わせたプログラム等、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断されるプログラムを実施

3 介護予防事業のケアプラン作成については原則不要

介護予防事業におけるケアプランについては、対象者にとって最も適切と思われる目標を設定し、特に必要な場合等を除いて地域包括支援センターによるケアプラン作成は不要

大阪市の介護予防事業の流れ(旧)

特定高齢者施策

要介護状態になるおそれの高い虚弱な高齢者(特定高齢者)を早期に把握し、生活機能の向上を目指す

1. 生活機能評価の実施により特定高齢者を把握(平成20年度から個別通知)

本人・家族

ネットワーク推進員
民生委員等

関係機関等

相談・訪問活動等

主治医

高齢者を取りまくさまざまな場面で特定高齢者となる可能性のある人を把握し、生活機能評価の受診を勧奨

生活機能評価(生活機能チェック・生活機能検査)の実施

要支援・要介護認定を受けていない165歳以上の市民で、地域包括支援センターへの情報提供に同意が得られた方

同時実施(特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、大阪市健康診査と)

生活機能評価単独実施

集団実施(小学校や保健福祉センター等)

個別実施(取扱医療機関)

特定高齢者の決定

地域包括支援センターへ情報提供

2. 地域包括支援センターでケアプラン作成

介護予防事業の利用

3. 介護予防事業の実施

単に運動や栄養状態といった個々の問題の改善を目的とするだけでなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて、高齢者の生活の質(QOL)を目指す

通所型介護予防事業

運動器の機能向上 (重点型・その他型)

立つ、座る、歩く等、日常生活の基本的活動に必要な筋力をつけることや、転倒予防を目的として楽しく運動する。

栄養改善

低栄養の予防を目的とし、バランスの良い食事内容について調理実習などを通して楽しく学ぶ。

口腔機能向上

口腔内の清潔を保ち、噛む力や飲み込む力を高めることを目的とし、食事や会話が楽しめるよう歯みがきや顔のマッサージ方法などを楽しく学ぶ。

閉じこもり等予防

レクリエーションや創作活動、地域の仲間との語らいを通じて、こころからだの元気を高める。

訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等の状態または疑いのある特定高齢者のうち、訪問によるプログラムの提供が適切であると判断された方に対して、訪問により相談や指導を行う。

一般高齢者施策

対象:1号被保険者全員・支援のための活動に関わる者

介護予防手帳の交付

高齢者を対象にした地域での健康教育

介護予防普及啓発用パンフレットの作成

高齢者介護予防指導者養成講座 など

大阪市の介護予防事業の流れ(新)

二次予防事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者を早期に把握し、生活機能の向上を目指す

1. 基本チェックリストの実施により事業対象者を把握(個別通知)

本人・家族

ネットワーク推進員
民生委員 等

関係機関等

相談・訪問活動等

主治医

高齢者を取りまくさまざまな場面で二次予防事業対象者となる可能性のある人に対し基本チェックリストを実施
< 必要に応じて検査(医師の診察)実施 >

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民で、事業への参加・地域包括支援センターへの情報提供に同意が得られた方

二次予防事業対象者決定

地域包括支援センターへ情報提供

2. 地域包括支援センターでケアプランを作成することができる

介護予防事業の利用

3. 介護予防事業の実施

単に運動や栄養状態といった個々の問題の改善を目的とするだけでなく、心身機能の改善や環境調整などを通じて、高齢者の生活の質(QOL)を目指す

通所型介護予防事業

複数のプログラムを組み合わせる等、市町村において介護予防事業の観点から効果が認められると判断されたプログラムを実施

運動器の機能向上

栄養改善

口腔機能向上

閉じこもり等予防

膝痛・腰痛対策

認知症予防・支援

うつ予防・支援 等

訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等の状態または疑いのある特定高齢者のうち、訪問によるプログラムの提供が適切であると判断された方に対して、訪問により相談や指導を行う。

一次予防事業

対象: 1号被保険者全員・支援のための活動に関わる者

介護予防手帳の交付

高齢者を対象にした地域での健康教育

介護予防普及啓発用パンフレットの作成

高齢者介護予防指導者養成講座 など